

尼崎市じんかい収集車広告掲載要領

制定 平成19年12月 1日

改正 平成25年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 4年 5月17日

(趣旨)

第1条 この要領は、尼崎市広告掲載基準第3条に基づき、尼崎市が使用するじんかい収集車両（以下「収集車」という。）に設置する広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 収集車に掲載する広告物は、屋外広告物法等関係法令を遵守し、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準によるもののほか、次の各号に該当する場合は掲載しない。

- (1) 尼崎市の美観風致を損なうおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの
- (4) 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効果を妨げるおそれのあるもの
- (5) 地色に低彩度色を用いる場合、夜間運行等、車両運行に配慮していないもの
- (6) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (7) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
- (8) 消防自動車または救急自動車と紛らわしいもの
- (9) 市から一般廃棄物に関する委託業務を請け負っている業者の広告等、広告掲載を行うことにより一般家庭ごみ収集業務の実施主体について、市民に誤解を招く恐れのあるもの

(広告の掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所は収集車の荷箱部とし、荷箱部における広告の掲載位置及び規格は次のとおりとする。

- (1) 側面 縦124センチメートル、横181センチメートルの範囲内
- (2) 上部 縦175センチメートル、横99センチメートルの範囲内
- (3) 後部 縦82センチメートル、横145センチメートルの範囲内

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は、1年以内とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、収集車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告の販売及び募集)

第5条 広告の販売は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告掲載料の設定により行うものとする。

- (1) 広告取扱業者へ売却する方法 入札により最高額で落札した価格（以下「落札価格」という。）
- (2) 広告取扱業者を介して広告主に販売する方法 市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）
- (3) 市が直接広告主に販売する方法 落札価格又は設定価格

2 広告主（前項第1号において広告取扱業者へ売却する方法による場合は広告取扱業者。以下同じ。）の募集は、市長が収集車の運行管理状況等を勘案してその時期、台数、仕様等を決定の上、広報誌及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

（設定価格）

第6条 設定価格は、1台あたり年額200,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、広告掲載期間が1年未満であるときは、日割り計算により算出し、当該算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（広告掲載料の支払）

第7条 広告主は、広告掲載料について、契約締結後、市長が指定する方法により一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載を希望するものは、じんかい収集車広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあつたときは、当該申込に係る広告の内容を審査の上、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果をじんかい収集車広告掲載決定通知書（様式第2号）又はじんかい収集車広告不掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載の申込者に通知する。

（広告内容の承認）

第10条 広告主が掲載する広告の内容及び仕様は、尼崎市広告掲載要綱、尼崎市広告掲載基準及び尼崎市じんかい収集車広告掲載要領その他市長が定める関係規程（以下「要綱等」という。）に従わねばならず、市長の信用性、信頼性等を損なうものであってはならない。

2 広告主は、広告の内容について、市長が指定する期日までに広告原稿を提出して、あ

あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 3 広告の内容について、市長の承認が得られなかった場合、当該不承認となった内容に応じて、市長は、当該広告を掲載しないことができる。
- 4 前項に規定する場合において、広告主は、市長に対し、広告掲載が行われないことについて、広告掲載料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。

(広告の作成、掲載及び撤去)

第11条 広告の作成、掲載及び撤去に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、広告主の募集の条件に特別の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 広告主は、広告の掲載又は撤去を行うときは、収集車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告掲載の開始日までに広告主が広告掲載の施工を完了しない場合においても、広告掲載料は減額しないものとする。
- 4 広告の掲載作業又は撤去作業により、収集車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状に復するものとする。

(広告の掲載方法)

第12条 広告の掲載方法は、ラッピングフィルム等再剥離が可能な特殊フィルムを車体に貼付する方法とし、車体塗装は行わないものとする。

- 2 前項の場合において、車体表記、荷箱点検窓等を特殊フィルムで覆い隠してはならない。ただし、第10条第2項の規定による市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中に車体から離脱せず、かつ、撤去時に車体塗装の剥離が生じないものとしなければならない。

(広告の修復)

第13条 広告を掲載した後に、収集車の運行に伴う事故その他市長の責めに帰すべき事由により広告がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告内容の変更)

第14条 市長は、広告の内容が、要綱等の基準又は市長と広告主の間で締結する広告掲載契約（以下「広告掲載契約」という。）の規定に違反し、又はそれらのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、これを変更するよう求めることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容の変更を求められたときは、これに従わなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定による変更に必要な費用は、すべて広告主の負担とする。

5 第1項の規定により広告掲載を変更する場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告掲載の中止)

第15条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が解消されるまでの間、広告の掲載を中止することができる。

- (1) 広告主について、第19条第2項各号に定める事由のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 前条第1項に規定する変更の求めにもかかわらず、広告主がこれに従わないとき。
- (3) 収集車の点検、検査、整備及び修理を行うとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により広告掲載が困難となったとき。

2 前項の規定により広告掲載を中止した場合において、広告主は、市長に対し、当該中止期間にかかる広告掲載料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。ただし、前項第3号の場合において、市長の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したときは、広告掲載料を減額できるものとする。

(広告掲載の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長の指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき
- (2) 市長の指定する期日までに広告主が広告掲載の施工をしないとき
- (3) 広告主について、第19条第2項各号に定める事由のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) 第14条第1項に規定する変更の求めにもかかわらず、広告主がこれに従わないとき
- (5) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき
- (6) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたととき

2 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。この場合において、広告主は、じんかい収集車広告掲載取下書(様式第5号)により広告掲載の取下げを市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載が取り下げられた場合でも、市長は、納入済みの広告掲載料を一切返還しないものとする。

(広告掲載料の還付)

第18条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長の責めに帰すべき事由により広告を掲載しなかった場

合は、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その還付する額は、当該広告を掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、広告主に返還される広告掲載料には利息を付さないものとする。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、自己及び広告の内容が、次の各号に定める事由のいずれにも該当することを表明し、保証する。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律その他の法令による規制に違反しないこと。

(2) 著作権若しくは商標権等の知的財産権又は肖像権若しくはパブリシティ権等の人格的権利その他第三者の有する権利を侵害するものではなく、かつ、広告の内容に係る財産権のすべてにつき、広告掲載に要する権利処理が完了していること。

(3) 要綱等の基準及び広告掲載契約の規定に違反する事由が存在しないこと。

3 広告主は、その広告掲載に関して、市長又は第三者が損害を被り、又はそのおそれがある場合、広告主は、その責任及び負担において、これを解決しなければならない。広告主の広告掲載により、市長が第三者から損害賠償その他の措置を講ずることを請求された場合も、同様とする。

4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為を行ってはならない。

5 広告主が広告代理店であるときは、広告主は、その顧客に対し、この要領その他広告の掲載に関する市長の説明及び指示を周知し、その了解を得るものとし、顧客から苦情等の申立てがあったときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

6 広告主は、広告掲載期間が終了したときは、市長の指示に従い速やかに広告掲載枠を原状に復するものとする。

（定めのない事項の処理）

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。

以 上